

九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成等業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 趣 旨

この要項は、「九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成等業務委託」を行う事業者を、公募型プロポーザル方式（書面審査）により選考するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。以下同様。）は、住民、事業者が省エネ・節電等の地球温暖化対策への取組の重要性を理解し、率先して行動することを促すため、「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施する。

3 委託業務

- (1) 件 名 九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成等業務委託
- (2) 内 容 別紙「九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 納 期 (ア) 電子データ納品 令和5年4月10日（月）
(イ) 普及啓発ポスター納品 令和5年5月8日（月）
※ 納品場所内訳については、九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター配布内訳のとおり。
- (4) 委 託 料 2, 1 9 7, 4 4 2 円（消費税込）を上限とする。
なお、業務委託料は全ての業務が完了した後に支払うこととする。

4 応募資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 事業実施に当たり必要な人員体制が整備されていること。
- (3) 仕様書に示す業務を履行する能力があること。
- (4) 環境保全に関連した冊子やポスターの印刷業務を完了した実績があること。
- (5) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (9) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- (10) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。

5 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和5年2月22日（水）
- (2) 質問書の受付 令和5年3月1日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 参加意思表明書等の受付 令和5年3月1日（水）午後5時まで（必着）
- (4) 質問に対する回答 令和5年3月8日（水）（予定）
- (5) 企画提案書等の受付 令和5年3月15日（水）午後5時まで（必着）
- (6) 最優秀提案書の通知 令和5年3月27日（月）（予定）

6 応募の手続き

(1) 参加意思表明書等の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書等を提出してください。提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類

- (ア) 参加意思表明書（様式1）
- (イ) 団体・会社概要書（様式2）

イ 提出期限 令和5年3月1日（水）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送又は電子メール（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

エ 提出先 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局環境部環境計画課 地球温暖化対策グループ

電話 045（285）0338

メールアドレス stop-ondanka@pref.kanagawa.lg.jp

※ 送付ファイルの容量の問題でメール送付ができない場合は上記提出先まで御連絡ください。

(2) 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容について、不明な点が

生じた場合には、下記により質問すること。

ア 受付期間 令和5年3月1日（水）午後5時まで

イ 質問方法 質問書（任意様式）を電子メールで送信すること。

※ 件名に【質問：九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成等業務委託に係る公募型プロポーザルについて】と明記してください。

ウ 提出先 神奈川県環境農政局環境部環境計画課 地球温暖化対策グループ

メールアドレス stop-ondanka@pref.kanagawa.lg.jp

エ 回答方法 電子メールで回答する。

※ 質問書に対する回答は、すべての質問をまとめて、令和5年3月8日（予定）に、参加意思表明書を提出した全員に回答します。

（3）企画提案書の提出

ア 提出書類

（ア）企画提案書 2部（正本1部、副本1部（写し可））

内 訳 ① 企画の概要・要旨等 A4判（縦長・横長どちらでも可）10枚以内

② 原 案 ポスターデザイン案1点（フリー素材を使用したデザイン案）

（イ）上記アのデータを保存した電子媒体（CD-R） 1部

（ウ）見 積 書 1部（積算内訳添付）

イ 提出期限 令和5年3月15日（水）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

エ 提出先 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局環境部環境計画課 地球温暖化対策グループ

オ その他

（ア）企画提案書の作成に係る経費については、提案者の負担とする。

（イ）企画提案は、各社1案とする。

（ウ）提出された企画提案書は、返却しない。

（エ）企画提案書は、審査終了後、公表されることがある。

（オ）事故等について九都県市では責任を負わない。書類の不備により受理できない場合も同様とする。

7 選考方法

（1）九都県市首脳会議環境問題対策委員会内に設置する、選考委員会において審査を行う。

（2）選定基準については、以下のとおりとする。

項目	製作趣旨との整合性	全体構成本力	意識啓発効果	オリジナリティ (デザイン・インパクト)
評価基準	本事業の趣旨を十分理解した上で、作成されたものであるか。	デザイン部分と省エネ・節電に係る具体的な取組に関する記載とのバランスが適切であり、見やすいか。	省エネ・節電の認知度向上が図れるものとなるか。	年齢や性別を問わず親しみやすいデザインであり、市民を惹きつけるようなものであるか。
委員採点	各項目、0から5点まで1点単位で採点する。(最高点が5点)			

(3) 審査方法については、以下のとおりとする。

- ア 採点者毎にそれぞれの企画案について合計点を求め、最高点を獲得した企画案に1票が入る。
- イ 票を最も多く獲得した企画案に決定する。
- ウ 最多票数の企画案が複数ある場合には、それらの企画案について、再度1回に限りア～イの審査を行う。
- エ ウによっても優劣がつかない場合には、見積金額が一番低い企画案に決定する。
- オ エによっても企画案が決定しない場合は、くじ引きにより決定する。
- カ 応募した者が1者の場合は、上記と同様に審査を行い、採点者の平均得点が12点以上となった場合に採用とする。

(4) 応募した者が、次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ア 参加申込書、誓約書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合
- イ 見積額が3(4)に記載する委託料を超過した場合
- ウ その他、応募した者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると九都県市首脳会議環境問題対策委員会が判断した場合

8 結果通知について

令和5年3月27日(月)までに結果を通知する。

9 配布資料

「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンポスター(令和4年度版)の参照を希望する者は、神奈川県環境農政局環境部環境計画課よりデータを受取ることができる。受取りを希望する場合は、希望する日の前日までに神奈川県環境農政局環境部環境計画課へ電話連絡するものとする。

10 契約手続きについて

- (1) 選定された提案者と、随意契約により本業務委託の手続きを行います。
- (2) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行ったうえで見積書を提出し、発注者が委託上限額の範囲内で別途算定した予定価格内であった場合に、契約締結となります。

(3) 選定された提案者との協議が整わない場合や、見積額が予定価格を超えていた場合には、提案次点者と同様の契約手続きを行います。

担当：神奈川県環境農政局環境部環境計画課

地球温暖化対策グループ 山中・餘田・菊一

電話：045-285-0338

メール：stop-ondanka@pref.kanagawa.lg.jp